

佐賀県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法事務規程（平成12年佐賀県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月4日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（定時登録日の変更報告）</p> <p>第5条 市町委員会は、<u>令第12条</u>の規定により定時登録日を変更したときは、遅滞なくその旨を県委員会に報告しなければならない。</p> <p>（指定投票区の指定等の通知）</p> <p>第12条 令第26条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によらなければならない。</p> <p>(1) 指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたとき 別記第7号様式</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 指定関係投票区を変更したとき 別記第9号様式</p> <p>（投票立会人の選任）</p> <p>第21条 市町委員会は、法第38条第1項の規定により投票立会人を選任しようとするときは、各投票区ごと（期日前投票にあっては、各期日前投票所ごと）に選任すべき投票立会人の数を定め、<u>選挙人名簿に登録された者（期日前投票にあっては、選挙権を有する者）</u>のうちからその約倍数の予定者を選び、あらかじめ承諾書を徴しておかなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（投票立会人を交替する場合の引継書）</p> <p>第22条 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を作成</p>	<p>（定時登録日の変更報告）</p> <p>第5条 市町委員会は、<u>法第22条第1項ただし書</u>の規定により定時登録日を変更したときは、遅滞なくその旨を県委員会に報告しなければならない。</p> <p>（指定投票区の指定等の通知）</p> <p>第12条 令第26条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によらなければならない。</p> <p>(1) 指定投票区を指定し、及び指定関係投票区<u>又は特例指定関係投票区（以下「指定関係投票区等」という。）</u>を定めたとき 別記第7号様式</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 指定関係投票区等を変更したとき 別記第9号様式</p> <p>（投票立会人の選任）</p> <p>第21条 市町委員会は、法第38条第1項の規定により投票立会人を選任しようとするときは、各投票区ごと（期日前投票にあっては、各期日前投票所ごと）に選任すべき投票立会人の数を定め、選挙権を有する者のうちからその約倍数の予定者を選び、あらかじめ承諾書を徴しておかなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（投票管理者又は投票立会人を交替する場合の引継書）</p> <p>第22条 <u>投票管理者</u>又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに</p>

改正前	改正後
<p>し、法第54条に規定する投票録に添付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による引継書は、<u>別記第17号様式</u>によらなければならない。</p> <p>(代理投票処理簿)</p> <p>第32条 法第48条、令第41条第2項若しくは第3項又は令第56条第4項若しくは第5項(令第57条第3項、令第58条第4項又は令第59条の6第11項において準用する場合を含む。)の規定により代理投票(代理投票の仮投票を含む。以下この条において同じ。)をした者があるときは、投票管理者(令第56条第4項若しくは第5項、令第57条第3項、令第58条第4項又は令第59条の6第11項の場合において当該選挙人が属する投票区が指定関係投票区であるときは、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者)は、別記第21号様式による代理投票処理簿にその処理の概要を記載し、証拠書類があるものについてはその写しをこれに添付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(仮投票に関する調書)</p> <p>第33条 法第50条第3項若しくは第5項、令第41条第2項若しくは第3項(令第56条第5項、令第57条第3項、令第58条第4項、令第59条の6第11項若しくは第59条の8第4項において準用する場合を含む。)の規定により仮投票をした者があるとき又は令第63条第2項の規定により拒否の決定があった投票があるときは、投票管理者(令第56条第5項、令第57条第3項、令第58条第4項、令第59条の6第11項又は第59条の8第4項の場合において当該選挙人が属する投票区が指定関係投票区であるときは、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者)は、別記第22号様式により拒否、</p>	<p>係る書類を作成し、法第54条に規定する投票録に添付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による引継書は、<u>投票管理者にあっては別記第17号様式の1により、投票立会人にあっては別記第17号様式の2</u>によらなければならない。</p> <p>(代理投票処理簿)</p> <p>第32条 法第48条、令第41条第2項若しくは第3項又は令第56条第4項若しくは第5項(令第57条第3項、令第58条第4項又は令第59条の6第11項において準用する場合を含む。)の規定により代理投票(代理投票の仮投票を含む。以下この条において同じ。)をした者があるときは、投票管理者(令第56条第4項若しくは第5項、令第57条第3項、令第58条第4項又は令第59条の6第11項の場合において当該選挙人が属する投票区が指定関係投票区等であるときは、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者)は、別記第21号様式による代理投票処理簿にその処理の概要を記載し、証拠書類があるものについてはその写しをこれに添付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(仮投票に関する調書)</p> <p>第33条 法第50条第3項若しくは第5項、令第41条第2項若しくは第3項(令第56条第5項、令第57条第3項、令第58条第4項、<u>令第59条の5の4第12項</u>、令第59条の6第11項若しくは第59条の8第4項において準用する場合を含む。)の規定により仮投票をした者があるとき又は令第63条第2項の規定により拒否の決定があった投票があるときは、投票管理者(令第56条第5項、令第57条第3項、令第58条第4項、<u>令第59条の5の4第12項</u>、令第59条の6第11項又は第59条の8第4項の場合において当該選挙人が属する投票区が指定関係投票区等であるときは、当該投票区に係る指定</p>

改正前	改正後
<p>不服又は異議の理由を記載した調書を作成し、証拠書類があるものについてはその写しとともに投票録に添付しなければならない。</p> <p>(その他の様式)</p> <p>第74条 法第17条第3項の規定による告示は別記第42号様式に、令第26条第2項の規定による告示は別記第43号様式に、法第62条第6項の規定による告示は別記第44号様式によらなければならない。</p>	<p>投票区の投票管理者)は、別記第22号様式により拒否、不服又は異議の理由を記載した調書を作成し、証拠書類があるものについてはその写しとともに投票録に添付しなければならない。</p> <p>(その他の様式)</p> <p>第74条 法第17条第3項の規定による告示は別記第42号様式に、令第26条第3項の規定による告示は別記第43号様式に、法第62条第6項の規定による告示は別記第44号様式によらなければならない。</p>

第1号様式、第2号様式及び第5号様式中「平成」を削る。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p>第7号様式(第12条関係)</p> <p>略</p> <p>公職選挙法施行令第26条第1項の規定により下記のとおり指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めましたので、同条第2項の規定により通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">指 定 投 票 区</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">指 定 関 係 投 票 区</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>第8号様式(第12条関係)</p> <p>略</p> <p>公職選挙法施行令第26条第1項の規定により指定した指定投票区について、下記のとおり指定を取り消しましたので同条第2項の規定により通知します。</p> <p>略</p> <p>第9号様式(第12条関係)</p> <p>略</p>	指 定 投 票 区	指 定 関 係 投 票 区	略		<p>第7号様式(第12条関係)</p> <p>略</p> <p>公職選挙法施行令第26条第1項(第2項)の規定により下記のとおり指定投票区を指定し、及び指定関係投票区(特例指定関係投票区)を定めましたので、同条第3項の規定により通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">指 定 投 票 区</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">指 定 関 係 投 票 区 (特 例 指 定 関 係 投 票 区)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>第8号様式(第12条関係)</p> <p>略</p> <p>公職選挙法施行令第26条第1項(第2項)の規定により指定した指定投票区について、下記のとおり指定を取り消しましたので同条第3項の規定により通知します。</p> <p>略</p> <p>第9号様式(第12条関係)</p> <p>略</p>	指 定 投 票 区	指 定 関 係 投 票 区 (特 例 指 定 関 係 投 票 区)	略	
指 定 投 票 区	指 定 関 係 投 票 区								
略									
指 定 投 票 区	指 定 関 係 投 票 区 (特 例 指 定 関 係 投 票 区)								
略									

改正前	改正後												
<p>公職選挙法施行令第26条第1項の規定により指定した指定投票区に係る指定関係投票区について、下記のとおり変更しましたので同条第2項の規定により通知します。</p>	<p>公職選挙法施行令第26条第1項(第2項)の規定により指定した指定投票区に係る指定関係投票区(特例指定関係投票区)について、下記のとおり変更しましたので同条第3項の規定により通知します。</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="232 421 669 501">指 定 投 票 区</td> <td data-bbox="669 421 1108 501">指 定 関 係 投 票 区</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="669 501 1108 544">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="232 544 1108 588">略</td> </tr> </table>	指 定 投 票 区	指 定 関 係 投 票 区		略	略		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 421 1597 501">指 定 投 票 区</td> <td data-bbox="1597 421 2036 501">指 定 関 係 投 票 区 (特 例 指 定 関 係 投 票 区)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1597 501 2036 544">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1160 544 2036 588">略</td> </tr> </table>	指 定 投 票 区	指 定 関 係 投 票 区 (特 例 指 定 関 係 投 票 区)		略	略	
指 定 投 票 区	指 定 関 係 投 票 区												
	略												
略													
指 定 投 票 区	指 定 関 係 投 票 区 (特 例 指 定 関 係 投 票 区)												
	略												
略													

第10号様式、第10号様式の2、第11号様式及び第16号様式中「平成」を削る。
第17号様式を削り、第16号様式の次に次の2様式を加える。

第17号様式の1（第22条関係）

引 継 書

私が、投票管理者として投票に関する事務に従事した午前（後） 時から午後（後） 時までの間における投票状況等は、以下のとおりです。

1 投票管理者が選任した投票立会人

党派	氏名	参会時刻

2 投票所を開いた時刻 午前 時

3 投票の状況

(1) 投票用紙を再交付した者	(氏名) (再交付の事由)			
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)			
(3) 不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還して投票をした者	(氏名)			
(4) 点字により投票をした者	人			
(5) 代理投票をした者	選挙人	補助者		
	(氏名)	(氏名)	(氏名)	
	代理投票者数 人			
(6) 投票管理者の受けた公職選挙法第49条の投票	送致を受けた投票 票			
(7) 投票拒否の決定をした者		選挙人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無
	法第50条の投票の拒否			
	法第48条の代理投票の拒否			

4 特記事項（投票状況等に関して特に引き継ぐべき事項がある場合に記載）

[]

上記の記載が真正であることを確認して、署名します。

年 月 日 投票管理者 氏 名

第17号様式の2（第22条関係）

引 継 書

私が投票に立ち会った午前（後） 時から午後（後） 時までの間において、

〔異常はありませんでした。〕
〔次の異常がありました。〕

（異常がある場合は、その内容及び処理状況を記載すること）

なお、上記時間内における投票の状況は、次のとおりです。

		該当の有無	特記事項
1	投票用紙を再交付した者		
2	決定書又は判決書により投票をした者		
3	不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還して投票をした者		
4	点字により投票をした者		
5	代理投票をした者		
6	投票拒否の決定をした者		

上記の記載が真正であることを確認して、署名します。

年 月 日 投票立会人 氏 名

備考 上記において必要な場合は、補助用紙を使用することができる。

第18号様式、第19号様式、第22号様式から第24号様式まで、第29号様式から第32号様式まで、第35号様式及び第36号様式中「平成」を削る。
第37号様式を次のように改める。

第37号様式（第62条関係）

得票計算書

その1

区分 市町名	候補者別得票数						有効投票数 ア	無効投票数 イ	投票総数 (ア+イ) ウ	持帰り等 エ	投票者数 ウ+エ
	何	何	何	何	何	何					
計											

得票計算書

その2

区分 市町名	候補者別得票数						得票総数 ア	あん分の 際切り捨 てた票数 イ	いずれの 政党等 にも属し ない票数 ウ	有効投票数 (ア+イ+ウ) エ	無効投 票数 オ	投票総数 (エ+オ) カ	持帰 り等 キ	投票者 数 カ+キ
	何	何	何	何	何	何								
計														

得票計算書

その3

区分 市町名	候補者別得票数						得票総数 (イ+ウ) ア	名簿登 載者の 得票総 数 イ	政党等 の得票 総数 ウ	あん分の 際切り捨 てた票数 エ	いずれの政 党等、名簿 登載者にも 属さない票 数 オ	有効投票 数 (ア+エ +オ) カ	無効投票 数 キ	投票総数 (カ+キ) ク	持帰 り等 ケ	投票者 数 ク+ケ
	何	何	何	何	何	何										
計																

備考 1 様式その1は、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の場合の様式であり、様式その2は、衆議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式であり、様式その3は、参議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。

2 様式その3において、優先的に当選人となるべき候補者については、「候補者別得票数」の当該候補者欄に「-」を記入すること。

第38号様式その1、第38号様式その2、第39号様式、第40号様式、第42号様式、第43号様式（その1）、第43号様式（その2）、第43号様式（その3）及び第44号様式中「平成」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。